

令和6年5月1日

発行：大島交流センター

電話：45-1006

ニュース・情報

お寄せください。



～重点目標～

- 1) 高齢者が楽しみながら健康維持できる推進事業
- 2) 歴史と自然を守り
 伝統文化の伝承
- 3) 住民どうしのつながりと
 安全・安心なまちづくり

納期限のお知らせ

5月31日(金)

軽自動車税 (種別割)

期限内に納付をお願いいたします

家族・地域を守るため、 防災士 資格を取得しませんか

- 1 日 時 令和6年8月3日(土) 9:00~16:50
 令和6年8月4日(日) 9:00~17:40
 ※2日間全て受講が必要です。
- 2 会 場 新居浜市消防防災合同庁舎5階 災害対策室
- 3 費 用 無料
- 4 申込方法 お住まいの地区の自治会長を通じて申し込みをお願いいたします。
(申込み多数の場合は調整させていただきます。)
- 5 問合せ先 危機管理課 65-1282



大島OMO8フェス4参加のお礼

4月20日(土)午前10時から大島交流センター、大島まちづくり推進委員会共催で開催しましたイベントに、出演し盛り立てていただきました「川東中学校吹奏楽部」「浜っ鼓☆弾☆DAN」の皆様ありがとうございました。

また、当日ご参加いただきました島内外の皆様、交流しながら楽しい一時を過ごしていただけたと思います。これからも皆様に参加して楽しんでもらえるような講座を実施したいと思います。

前日から草刈り、会場設営にご協力いただきました、有志の皆様お世話になりました。ありがとうございました♪



行事予定



- | | | |
|--------|----------------|-------|
| 3日(金) | 憲法記念日 | } 休館日 |
| 4日(土) | みどりの日 | |
| 5日(日) | こどもの日 | |
| 6日(月) | 振替休日 | |
| 7日(火) | 館長部会 | |
| 10日(金) | 主事部会 | |
| 17日(金) | 主事補部会 | |
| 21日(火) | 研究大会部会 | |
| 24日(金) | だれでも食堂 | |
| 26日(日) | 小学校運動会(別子山を除く) | |
| 26日(日) | 連合自治会会長会 | |



住宅火災から

いのちを守る10のポイント

4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く



6つの対策

- ①ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する
- ②住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ③部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防火品を使用する
- ④消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより地域ぐるみの防火対策を行う



懐かしき母の面影
おもかげなすつ
茄子漬ける



柔桜の色濃く
はざくらいろこ
雀遊びおり
すずめ

ヤエ子

大島俳句同好会



吾が足に違和感ありて
あ いわかん
軽く歩く事なくただ老いおぼゆ
かろ



迎えたる米寿の祝ひ
むかへたるこめじゆ
ささやかに
夫にはげまされ息災に食ぶ
つま そくさい は

ヤエ子

大島短歌同好

【光化学スモッグについて】

新居浜市市民環境部環境エネルギー局環境衛生課

自動車や工場から排出される窒素酸化物や炭化水素に強い日差しが作用することにより、光化学スモッグと呼ばれる、二次的な汚染物質が発生します。

毎年、4月から9月が、光化学スモッグが発生しやすい時期といわれており、大気中の濃度が高くなった場合、光化学スモッグ注意報が発令されます。もし、光化学スモッグ注意報が発令された場合には、次のことについてご配慮お願い申し上げます。

1 光化学スモッグが発生しやすい状況

- ・日差しが強い。気温が高い。風が弱い。
- ・遠くの山や建物がかすんで見えにくい日は要注意です。

2 光化学スモッグ注意報発令時に気をつけていただくこと

- ・なるべく屋外には出ないようにし、激しい運動は避ける。
- ・目やのどに刺激を感じた場合は、洗眼、うがい等し、屋内で安静にする（窓を閉める。）。
- ・洗眼やうがいをしても症状がよくなる時は、医師の診察を受ける。
- ・被害を受けた場合は、西条保健所、または市役所環境衛生課まで連絡する。

西条保健所電話 56-1300（代表）環境衛生課電話 65-1512（直通）



【微小粒子状物質（PM2.5）について】

大気中に浮遊している2.5μm以下の小さな粒子のことを微小粒子状物質 (PM2.5) と言い、非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、呼吸器への影響が懸念されています。東予地域においてPM2.5の濃度が国の暫定指針値である日平均値が1立方メートルあたり70マイクログラムを超えると予測される場合に、愛媛県が注意喚起を実施します。

1 注意喚起する時間帯

- (1) 午前8時ごろ・・・屋外で活動する機会の増える日中の行動の目安として
- (2) 午後1時ごろ・・・日中の濃度上昇を考慮し、午後からの活動に備えて

※ただし、(1)により注意喚起を実施した場合には、(2)の注意喚起は実施しません。

2 注意喚起があった日の行動の目安

- ・なるべく外出や屋外での激しい運動は控える。
- ・呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等においては、体調に応じて、より慎重に行動する。
- ・部屋の換気や窓の開閉を必要最小限にし、外気の屋内への侵入を減らし、その吸入を減らす。

